

災害時等における民間救急車両等の利用に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）とあけぼのサービス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における乙所有の民間救急車両等（以下「救急車等」という。）の利用に関し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難行動要支援者の避難を救急車等により避難所に安全かつ迅速に避難させることとして救急車等を利用することにより、被害の軽減を図り、市民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、豪雨、暴風、洪水その他の異常な自然現象及び大規模な火災、爆発、武力攻撃等の緊急対処事態により生ずる被害をいう。

（配車の要請等）

第3条 甲は、災害時等において、避難行動要支援者を避難所に避難させることとして救急車等を利用することが必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請するものとし、乙は、甲からの要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 配車の要請は、原則として救急車等配車要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール又はファックス等により要請できるものとし、その後速やかに救急車等配車要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について相互に確認するとともに、災害時等に支障をきたさないように努めるものとする。

（連絡責任者の選任等）

第5条 甲及び乙は、災害時等における救急車等の利用を円滑に実施するため、それぞれ連絡者を選任し、書面により相手方に連絡するものとする。

(職員等の同乗)

第6条 甲は、必要があると認めたときは、乙の救急車等に甲の職員等を同乗させることができる。

(経費の負担)

第7条 第4条の規定による要請により乙に発生する経費の甲における負担額は、災害時等直前における運賃等を基礎として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(経費の請求等)

第8条 乙は、災害が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1カ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定の解除又は協定の変更の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年9月22日

埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
甲 狭山市
狭山市長 小谷野 剛

埼玉県狭山市北入曽173番地の16
乙 あげぼのサービス株式会社
代表取締役 戸井 裕典

